



日本の非婚母研究に関する社会学的課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田間, 泰子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004813

日本の非婚母研究に関する社会学的課題

田間 泰子

I. はじめに

民法および戸籍法で定められた「嫡出でない子」は、近年、毎年2万人以上出生しており、増加傾向にある。また2010年以降、母子世帯に占める「未婚母」の比率が死別母子世帯を上回っている。のちにデータを示して論じるが、性経験率や未婚化の動向を考慮すれば、未婚母を含む非婚母が今後も増加することが予測される。このような数的動向とともに、家族に関する社会規範の弛緩により、非婚母が形成する家族はもはや「標準家族」に対する「欠損家族」⁽¹⁾ではなく、多様な家族形成の一つとして認められ社会的に包摂されるべき時代が来ていると考える。本研究は、このような時代認識のもと、日本の非婚母をめぐる社会学的な研究課題を先行研究レビューと諸統計の動向から抽出するものである⁽²⁾。

IIで、日本の非婚母に関連する先行研究を戸籍制度批判をともなう非婚母研究、母子世帯全般に関する福祉国家研究、10代の母親研究、シングルマザー研究の4種に分け、既に指摘されている課題といまだ不十分と思われる点を検討し、IIIで諸統計の動向を考察する。以上より、IVで日本の非婚母とその社会学的な研究課題を提示する⁽³⁾。

II. 先行研究からみる非婚母の研究課題

1. 非婚母研究と法制度

第1の非婚母研究は、1980年代に善積京子と婚外子差別と闘う会（以下、「婚差会」とする）が始めたものである（善積編 1992, 善積 1993; 1997,

婚差会編 2004)。法的婚姻関係にない男性とのあいだに生まれた子は、法律上「嫡出でない子」（以下「非嫡出子」とする）と称されている。善積や婚差会は、戸籍制度とそれに具現化されている家族制度が非嫡出子とその母を差別していると指摘し、そのような差別的婚姻制度を拒否する態度として「非婚」という呼称を主張した⁽⁴⁾。

法制度における非嫡出子への差別は、第二次世界大戦後ながら、戸籍における続柄の記載方法、住民票における続柄の記載方法のほか、相続における配分率を嫡出子の2分の1とするという民法の規定に見られた。続柄の記載は、嫡出子については戸籍に「長男」「長女」などの順があるが非嫡出子は「男」「女」とされ、住民基本台帳は嫡出子について戸籍の記載に従い、非嫡出子を「子」と記載させた。これらは、1995年の住民基本台帳法改正と2004年の戸籍法改正により是正された。相続における差別は、国連の自由規約委員会および女性差別撤廃委員会によって繰り返し是正が勧告され、政府は2013年に民法改正により嫡出子と非嫡出子の相続分を同率とした。以上から、法制度上の差別は現在、ほとんど解消されているかに見える。

しかし、夫とともに子を産み育てる母（夫婦）、本人の意図なく子の父親と死別した寡婦の母（死別）、本人の意思によって離別した母（離別）の3者と、本人の意志によって婚姻関係にない男性の子を産んだ非婚母とは、その子に対する民法および戸籍法上の差別的呼称（「嫡出でない子」）によって制度的に区別されている（表1）。善積（1993）では、人工死産に非嫡出子の割合が多いことが明らかにされており、法制度に結晶化された社会規範の意識が、統計上、非嫡出子の出生抑制となって表れていることが推測される。非婚母の研究には、このようにマクロな制度的視点が不可欠であることから、上述の諸法改正の流れに留意しつつ、法制度上の幾つかの差別が是正されたのちにあって、社会規範とそれによる差別が解消されているのかどうかを明らかにする必要がある。

表1 非婚母の法制度上の位置づけ

	子の父との法的婚姻	現在	法律上の子の呼称
夫婦	○	○	嫡出子
死別	○	●	嫡出子
離別	○	×	嫡出子
非婚	×	×	嫡出でない子

善積や婚差会による非婚母研究は、非婚母と非嫡出子への差別を明らかにした。しかしその前後、戸籍制度と差別性、家制度との関係についての研究はなされたが（福島 1959, 佐藤・貝原 1981, 久武 1988, 井戸田 1993, 諫山 1994）、非婚母子について研究は進展しなかった。2010年代から再び戸籍制度の問い直しが発覚し、非婚母子に関わる問題もその一部として指摘されている（遠藤 2013, 井戸 2016）。

2. 福祉国家研究におけるシングルマザー

1990年代以降、非婚母と家族に関する研究は、福祉国家研究において母子世帯研究の一部として進展した。福祉国家研究はエスピン＝アンデルセンによって近年大きく発展したもので、それを批判的に継承したジェンダー・センシティブな研究が本稿に関連する。Lewis (1992), Sainsbury (ed.) (1994) や Hirschmann & Liebert (eds.) (2001), 日本では大沢真理 (1993) を画期として、先進諸国の福祉レジームに埋め込まれたジェンダーが指摘された。それによって社会的に不利益を被る人々に、シングルマザーが含まれる。

日本では1950年代後半から60年代にかけて、強くジェンダー化された社会保障制度と労働市場が形成された（大沢前掲書, 大塩 1996, 山田 2001, 横山 2002）。

離婚時に、母が全児の親権をもつケースが父によるケースより多くなったのは、そのさなかの1960年代である。統計におけるこの逆転現象は、子どもにとっての実母の愛と養育が、家制度的な父の親権よりも重視されるようになったことを意味する。しかし同時期に、《男性1人稼ぎ手の核家

族世帯》が家族モデルとして死別母子世帯への公的扶助と抱き合わせで成立し（落合 2004, 田間 2006, 岩上 2013, 下夷 2008), よって子の父との法的婚姻関係を拒絶する非婚母と離別の母は, 母性愛とともに貧困をも手にする道が用意されたといえよう。

これらの先行研究や近年の子どもの貧困研究は, シングルマザーとその子をめぐり, 法制度のみならず経済および社会保障制度においても, マクロな社会状況の困難があることを明らかにしている。母子世帯の所得は児童のいる世帯全般の所得と大きく異なり（厚生労働省 2012), 子どもの相対的貧困率は, 両親のいる世帯と三世代同居世帯で約11%, 父子世帯で19%, 母子世帯で66%である（2004年, 阿部 2008: 56. 他に湯澤他 2009, 流石 2015)。白波瀬は, 母子世帯と他の世帯の格差の大きさ, そして所得の再配分後にもこの貧困率が是正されない点を問題だと指摘している（白波瀬 2010: 47)。

くわえて, 日本の母子世帯は, 母親が就労してもしなくても貧困に変わりが無い。20カ国の政策を比較したキルキー（2005)は, 日本の政策が彼女たちを「貧困な雇用労働者」にしていると述べている。キルキーによれば日本の政策と類似する国はイタリア・ギリシア・ポルトガル・スペイン・フランスで, 杉本・森田編（2009)や相馬（2011)は韓国を挙げている。ただ, これらはシングルマザーを一括して捉える研究が主であって（菊地 2003, 濱本 2005, 藤原 2007, 周他 2012ほか), 非婚の母を死別の母や離別の母と峻別した研究は数少ない（西 2012, 湯澤 2013ほか)。

3. 10代の母親研究における非婚母

第3の先行研究群として, 若年出産に関する研究がある。「若年」の定義を本稿では20歳未満とする。

大川（2016)は, 日本の多くの若年出産研究が, 「望まない妊娠」防止という視点から行われてきたと批判している。10代での妊娠・出産が望ましくないと考えられるのは, 年齢のためだけでなく, 婚姻内で子どもを出産すべきとするロマンティック・ラブ・イデオロギーが強いためであると指摘するのはHortog and Iwasawa（2011)である。10代の妊娠の半数以

上は中絶を、約5割が婚姻して出産することを選択し、結果として非婚母となるのは4%であると述べている。また、1998年から2008年までに10代で出産した女性39名に調査を行った村越他（2011）は、妊娠前に既婚だった者5.1%、妊娠中の婚姻69.2%、出産後12.8%であり、未婚は10.2%だったとしている。これは中絶した女性を母数に含まない。妊娠から出産後までのどこかの段階で婚姻する者と未婚のままの者の比率を考えると、Hortog & Iwasawaにほぼ近い。

他方、中絶した10代女性626名に調査を行った幡（2004）によれば、「産みたくなかった」としたのは18.1%であり、「産みたかった」者は39.3%である。しかし、学業との両立困難や経済事情、子の父を含む周囲の無理解などのために全員が中絶した。回答者の96.8%が未婚である。

若年出産に関する研究は、非婚母のみを対象とするものではないが、婚姻内出産に関する規範意識（以下「婚姻内出産規範」とする）と、望ましいライフコースの規範（学業を終えた後で結婚・妊娠・出産すべき）によって非婚母が忌避されるという知見を含む⁵⁾。非婚母研究としては、このような規範意識が年齢に関係なく非婚母の社会的位置づけに影響する社会規範として存在する可能性が示唆される。そして、この規範は、死別や離別によってシングルマザーになる場合と異なり、妊娠を中絶に終わらせる非婚母特有の社会的状況として十分に考慮されねばならない⁶⁾。

4. 日本のシングルマザー研究と非婚母

第4の先行研究群は、日本のシングルマザー研究である。日本・韓国を含む4カ国の比較研究に森田（2009a；2009b）、日本・韓国を含む7カ国の比較研究（曹 2010、神原 2010）、他に事例分析等があるが、事由別分析はほとんど行われていない。また、シングルマザーの貧困に関する先行研究は比較的多いが（庄司 1997、神原 2010、藤原 2007、住居に特に注目した葛西 2017、ほか多数）、公的統計の不備があり（堺 2012）、非婚母についての分析が困難である。

事由別分析の必要性は、たとえば神原による一連のシングルマザー研究についても指摘できる。神原は、シングルマザーであることで社会的

に排除されるメカニズムを明らかにしてきた（神原 2007；2010）。また、近年は「生きづらさ」に着目し、それらの要因分析（神原 2011；2013a；2016b）、および離別がその解決となるケースの存在を指摘している（神原 2016a）。また、奈良市の実態調査（N=1171, 2011年調査）にもとづく分析では、経済的支援や子育て・生活支援、就労支援等に加えて、その状態になった直後と現在との変化や、「適当な相談相手の有無」「差別や偏見の有無」などが「生きづらさ」に関わっていること、および「生きづらさ」を軽減できる施策の必要性を指摘している。非婚母の場合に、それらが同様に適用できるかどうかの問題となる。

たとえば神原 2016aの、シングルマザーになることがそれまでの生きづらさの解決になるという指摘を考えてみる。死別の場合、むしろ「選択」の余地が全く与えられなかったということがその特徴である。非婚母の場合にも当てはまらない。それは死別と全く異なる理由によるもので、非婚母になることは先ず胎児を中絶するか妊娠を継続するか、次に子の父と婚姻するか否か、第3に出産後に子を養育するか否か、という複数の「選択」を経るからである。非婚母たちは、自身で子を産み育てるという新しい社会関係を選択しつつ、子の父との法的婚姻という制度的保障のある関係を拒否する。三重の「選択」と言える意志決定を実践するのであるが、それらのいずれも、それまで抱えていた問題の直接的な解決ではない。最も直接的な解決は、婚姻内出産規範に同調し、中絶するか、あるいは子の父と婚姻すること、つまり非婚母にならないことだからである。

子どもの命が懸った、しかし中絶すれば全てが「解決」してしまうという同調圧力的な「選択」肢のある状況での離別・出産・養育という度重なる「選択」は、したがって、すでに出産した子どもが存在したうえでの死別・離別の場合と根本的に異なる⁽⁷⁾。どのような要因が彼女たちのその多重的な「選択」を可能にするのか、彼女たちにとってその「選択」はどのような意味をもつのかを、非婚母特有の問題として明らかにしなければならない⁽⁸⁾。

Ⅲ. 統計的少数者としての非婚母

1. 出生抑制にみる婚姻内出産規範

婚姻内出産規範およびそれを支える制度的差別が、非嫡出子の出生と非婚母の出現を抑制しているかどうかについて、出生における非嫡出子率(庶子および私生子を含む)の推移をみると(図1)、非嫡出子の比率が圧倒的に少数となったのは第二次世界大戦後、優生保護法によって経済的理由による人工妊娠中絶が合法化された1949年以降である(国立社会保障・人口問題研究所編 2017)。

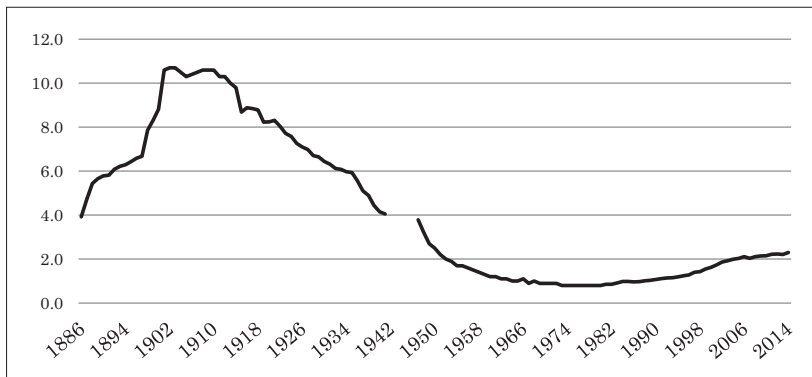


図1 出生に占める非嫡出子率の推移 (筆者作成)

注：戦前の統計は庶子と私生子の合計。1885(明治18)年以前は嫡出／非嫡出別の統計データなし。1886年～1910年は『国勢調査以前日本人口統計集成』(各巻、内閣統計局、東洋書林、1992)の対公生(嫡出子)の比率から筆者が再計算。1911年以降は『国勢調査以後日本人口統計集成』(各巻、内閣府統計局、東洋書林、1995)『人口動態統計昭和37年』(厚生省大臣官房統計調査部)および国立社会保障・人口問題研究所編 2017から筆者作成。「出生」のほかに死産があり、特に戦前は10万を超える数値もあるが、上記比率の母数にはそれらを含まず、「生産」のみを母数とした。

また、戦前、国家によって強制された戸籍制度は従来からの家の慣習と抵触する場合があります、それが内縁婚や高い割合の非嫡出子を生じさせていたが、いわゆる民主化された戦後に却って人々が戸籍制度を遵守するようになった(田間 2015b)。内縁婚に関する研究によれば、戦前には、第1

に夫婦双方が戸主であるために婚姻届を出さないケース、第2に子どもの出産が確実にってから婚姻届を出すケースが多かったことが分かっている。しかし、戦後には、同居と婚姻届の時期がほぼ一致するようになり、子どもの出生は婚姻届の8カ月、10カ月後が主となった（太田他 1971、武井 1991）。

よって、生殖の法的婚姻内への囲い込みが徹底したのは、生殖の統制が中絶や避妊によって可能となり、かつ戸籍制度にもとづく法的婚姻が普及した第二次世界大戦後であるといえる。非嫡出子率は1960年代に1%を切るまでに抑制された（国立社会保障・人口問題研究所編前掲書）。その後、1970年代後半から現在まで、非嫡出子の比率は漸増しているが、1970年代以降に急速に増加した欧米諸国に比べて、その増加は一桁違っている（田間 2015a：143）。よって、日本ではいまだに強い婚姻内出産規範が存在するといえることができる。

しかし未婚化・晩婚化が進行し、他方、性経験率は高校生女子で25%（日本性教育協会編 2013）、30-34歳女性で68.2%、同棲経験率は女性30-34歳9.3%（国立社会保障・人口問題研究所 2010）である。これらを考え合わせると、独身で性経験をもつ期間とその人数が、日本の歴史上未曾有に増加しつつあると言える。また、「結婚していなくても、子どもをもつことはかまわない」と考える者は、初婚の妻39.1%、未婚男性31.6%、未婚女性33.7%となっている（国立社会保障・人口問題研究所同書）。よって、Hortog and Iwasawa（前掲書）の指摘する抑制的な状況はあるが、今後の動向として非嫡出子の出生が増加し続ける可能性も予測される。西（2012）は2010年の国勢調査結果から、母子世帯の構成は未婚母12.2%、死別7.2%、離別80.6%であり、未婚母子世帯が2005年の48.2%増、実数として2000年からでは2倍以上に増加したと報告している。非嫡出子と非婚母の問題は、社会的に無視できない課題となっている。

2. 経済的状況に関する非婚母の特徴

第2に、社会保障と貧困に関わって、図2と図3に、母子世帯の本人収入と世帯収入を事由別に示す（典拠の分類が死別・離別・未婚である）。

総じて本人収入（図2）は低く、200万円前後を中心としてやや低い収入に偏った正規分布を描く。未婚の母親の収入が低い傾向にあるが、死別も低い。しかし、世帯収入（図3）は事由によって異なる分布を描く。死別の母子世帯では400万円以上の世帯が多い。離別世帯は最も数が多いこともあって母子世帯全体の分布に類似し、200万円から300万円を中心とする正規分布を描く。未婚母子世帯は、これら2者と異なり分布は2つの山をもっている。死別と同様に400万円以上の世帯が存在する一方で、100万円から200万円の世帯を中心とする最も収入の低い状況がある。

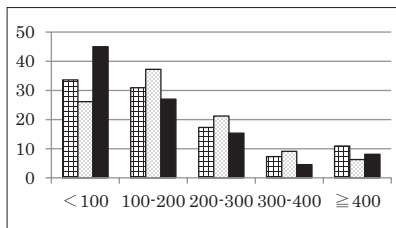


図2 母子世帯の本人収入
(%。事由別。厚生労働省2012から筆者作成)

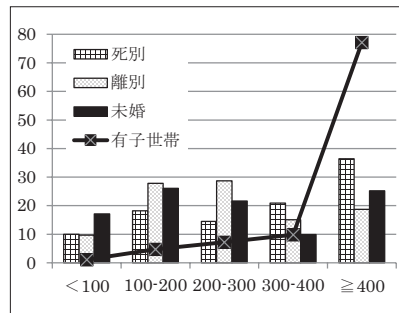


図3 母子世帯の世帯収入
(%。事由別。折線は児童のいる世帯。厚生労働省2010, 2012から筆者作成)

このような差異をふまえ、母子世帯はまず死別・離別・非婚の3カテゴリーに分けて研究されるべきであり、くわえて非婚母についてはそのなかでの経済的貧困と多様性を考えねばならない。

3. 非婚母となる女性たちの年齢層

第3に、2010年の国勢調査では未婚母子世帯の年齢は、30-34歳をピーク（約25%）として20代後半から40代前半までを中心分布している（西2012）。また、非嫡出子を出産する女性の年齢は、20代から30代を中心に広く分布し、各年齢で1000人前後が出産している（図4）。10代での出産は非婚に限らずさまざまな問題を抱えていることがあると言われるが（大

川前掲書，森田 2015ほか)，実数としてはかなり少ない。非婚母の年齢分布の実態を正しく認識し，20代から30代にかけての年齢の非婚母について調査研究の必要がある。

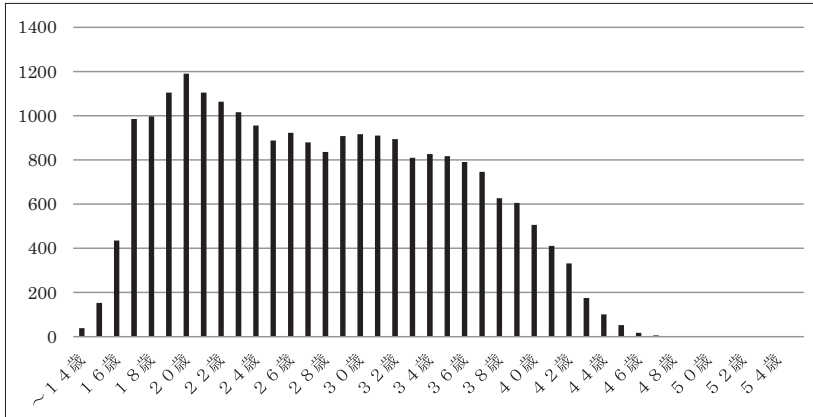


図4 2015年に非嫡出子を産んだ母親の年齢分布
(人. 国立社会保障・人口問題研究所編2017から筆者作成)

4. 公的統計の不備

第4に，シングルマザー研究に関連する公的統計は，国勢調査と政策関連のもののほか，厚生労働省『全国母子世帯等調査結果報告』がある。しかし，周他（2012）の「Q & A」や堺（2012）が指摘するように公的統計として一貫性があまり無いうえ，西（2012）や神原（2013a）などが指摘するように，非婚母は年間就労収入・生活保護受給状況・児童扶養手当受給状況・最終学歴以外の全項目において離別母とともに「生別」として分析されている。非婚母が置かれている状況は，圧倒的に多数である離別母の状況に吸収されて不可視化され，統計をもとに新たな課題を析出することが困難である。

さらに，同調査の問題を2点指摘する。第1に，心身の健康に関する項目が無い。心身の健康は非婚母のみの問題ではないが，現在の調査項目はあまりにも就労と経済的自立に偏っている。第2に，先行研究からの貴重な示唆として，神原（2016b）は差別や偏見がシングルマザーの生きづら

さに影響していることを指摘している。シングルマザーのなかで特に制度的逸脱性が高いと位置づけられ得る非婚母を考えると、公的統計において、関連する項目が存在しないことは重要な問題である。研究課題としては、これらの点を含みながら、非婚母の特有性を明らかにする必要がある。

IV. おわりに——課題の設定

以上から、非婚母にかかる研究課題は以下のとおりである。まず、シングルマザーは、法制度や社会保障・社会規範、経済その他の状況に関して、死別・離別・非婚という事由別に考察する必要がある。また非婚母については、そのカテゴリー内における多様性にも留意する必要がある。そのうえで、非婚母に関しては、第1に既存統計調査の項目の整備（基礎項目として心身の健康を含む）と、事由別分析による現状把握が喫緊の課題である。第2にマクロな社会的制度に関連して、いまだ婚姻内出産規範が非嫡出子の出生を抑制している事実にもとづき、被差別の経験と規範意識、および経済的不利益を把握すること、第3に成人層への調査が課題である。

以上を通して、婚姻内出産規範からの逸脱という社会的位置づけのもとで非婚母という「選択」を可能にするものが何であるかを明らかにすべきである。これは、ミクロの水準では個々の非婚母と子の生存を可能にし、マクロの水準ではその増加という社会変容を可能にする要因を社会的制度の変革という視点から考察することである。研究は、何よりも非婚母を離別や死別の母たちから区別し可視化することから始まらねばならないが、最終的な目的は、非婚母とその子の生存を、死別や離別の母子、また配偶者をもつ母子と等しく保障する、包摂的な社会の可能性を求めることである。

【注】

- (1) 「欠損家族」(broken family) は、第二次世界大戦前に米国の社会学において使用されていたらしく、『社会学辞典』(福武他編 1958)、『社会学小辞典』(濱島他編 1977) や家族社会学・病理社会学のテキストなどで1980

年代まで使用された。

- (2) 本稿の非婚母は、法的な婚姻関係にない男性の子を産んだ母を指す。非婚母は、未婚でも既婚（婚姻中に夫以外の男性の子を産む者、夫と死別後の単身者、離別後の単身者）でもありうる。諸事情によって出生届そのものが出されていない無戸籍の子の母も存在する。筆者が「非婚母」という呼称を用いる理由は、第1に、非嫡出子の母がこのようにさまざまな立場でありうることを考慮するためである。非婚母を未婚母で代表することは、不正確であるうえ、非婚母の複雑な状態をとらえきれない。第2には、戸籍制度の差別性は上述した諸法の改正後にも残存していると考えられるからである。第3に、戸籍法は一定の社会秩序をもたらしているが、非婚母と非嫡出子を逸脱化することによって、胎児の命を奪う結果をもたらしていると考えられるからである。なお、先行研究や公的統計において未婚母が対象である場合は、正確を期するために注意しつつそのまま引用する。
- (3) 本研究は文部科学省科学研究費助成事業基盤研究（B）（一般）「ひとり親家族にみる社会的排除、複合差別、および社会的支援に関する日韓の比較研究」（課題番号：26285126、研究代表者：神原文子）による。
- (4) 配偶関係について明記されていない場合（森田 2008）のほか、既婚者がほとんどである調査も多い。たとえば西村・玉里（2006）は対象者7名について、妊娠を周囲に告知したとき反対された者が一人もいなかったと述べているが、全員が調査時に既婚もしくは婚姻予定である。平尾・上野（2005）は40名の回答から特に実家の実母のサポートの重要性を指摘しているが、そのうち未婚は1名のみである。
- (5) 森田の調査では、出産時に未入籍（未婚）であった者は対象者の38.2%いた（森田 2015：257）。しかし、中絶の意思の有無や、子の父との関係性に考察の焦点があてられていない。
- (6) 大川（前掲書）と対照的に中絶した10代女性3名を分析した安田他（2008）は、その社会的孤立の深さを、また岸田（2002）は孤立しない援助の重要性を指摘している。
- (7) 離別の場合にも、子どもの養育を行わないという選択がありうる。戦後の母性愛規範の普及とその社会的圧力を考慮するなら、離別母が子の養育を放棄するか否かについても研究課題を立てることができる。また、死別後や離婚後に、元夫を父とする子の妊娠の事実が判明した場合、中絶という選択肢がありうる。嫡出子推定がなされるため、非嫡出子であることを覚悟しての出産／中絶とは異なるが、研究課題である。
- (8) 他の差別と合わせて考察する神原（2013b）や朴（2016）も重要である。

【文献リスト】

- 阿部彩 2008『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店
- 諫山陽太郎 1994『家・愛・姓』勁草書房
- 井戸まさえ 2016『無戸籍の日本人』集英社
- 井戸田博史 1993『家族の法と歴史——氏・戸籍・祖先崇拜』世界思想社
- 岩上真珠 2013『ライフコースとジェンダーで読む家族』第3版, 有斐閣
- 遠藤正敬 2013『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』明石書店
- 大川聡子 2016『10代の母というライフスタイル——出産を選択した社会的経験に着目して』晃洋書房
- 大沢真理 1993『企業中心社会を超えて——現代日本を《ジェンダー》で読む』時事通信社
- 大塩まゆみ 1996『家族手当の研究——児童手当から家族政策を展望する』法律文化社
- 太田武男他 1971『婚姻の届出——届出婚主義の現状と内縁問題』有斐閣
- 大橋薫 1958「欠損家族」福武直他編『社会学辞典』有斐閣：215-216
- 落合恵美子 2004『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見えかた・超えかた』新版, 有斐閣
- 神原文子 2007「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』18(2)：11-24
- 神原文子 2010『子づれシングル——ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店
- 神原文子 2011「『生きづらさ』を社会学するとは——ひとり親家族を事例として」日本社会病理学会編『現代の社会病理』金子書房：7-26
- 神原文子 2013a「『子づれシングル』女性の生活システム分析の試み」『児童心理学の進歩2013年版』：230-250
- 神原文子 2013b「今日の被差別部落におけるひとり親家族の生活実態と複合差別」『今日の被差別部落におけるひとり親家族の生活実態調査』報告書(科研報告書)
- 神原文子 2016a「자녀 동반 싱글· 여성의 삶의 어려움으로부터의 자립·조건탐구」韓国社会福祉学会2016年大会報告資料
- 神原文子 2016b「子づれシングル女性の生きづらさ——奈良市ひとり親家庭等実態調査より」『新社会学研究』1：137-158
- 菊地英明 2003「生活保護における『母子世帯』施策の変遷——戦後補償と必要即応原則」『社会福祉学』43(2)：23-32
- 岸田泰子 2002「若年者の人工妊娠中絶前後に必要なとされる援助に関する一考察」『思春期学』20：266-272

- キルキー, M. 2005『雇用労働とケアのはざままで——20カ国母子ひとり親政策の国際比較』渡辺千壽子監訳, ミネルヴァ書房
- 葛西リサ 2017『母子世帯の居住貧困』日本経済評論社
- 厚生労働省 2010『平成22年度国民生活基礎調査』<http://www.mhlw.go.jp/>. 2017年5月19日閲覧
- 厚生労働省 2012『平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告』<http://www.stat.go.jp/>. 2017年5月19日閲覧
- 国立社会保障・人口問題研究所 2010『出生動向基本調査』(独身者調査) <http://www.jpss.go.jp/>. 2017年5月19日閲覧
- 国立社会保障・人口問題研究所編 2017『人口の動向——日本と世界 人口統計資料集2016』一般財団法人厚生労働統計協会
- 婚差会(婚外子差別と闘う会)編 2004『非婚の親と婚外子——差別なき明日に向かって』青木書店
- 堺恵 2012『『全国母子世帯等調査』における調査項目の変遷——就労及び収入の状況を中心に』『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』18: 55-64
- 流石智子 2015「母子家庭の貧困化とその施策——ジェンダー視点からの一考察」乙部由子他編『社会福祉とジェンダー——杉本貴代栄先生退職記念論集』ミネルヴァ書房: 271-283
- 佐藤文明・貝原浩 1981『戸籍』現代書館
- 下夷美幸 2008『養育費政策にみる国家と家族——母子世帯の社会学』勁草書房
- 周燕飛他 2012『シングルマザーの就業と経済的自立』(『労働政策研究報告書』140) 労働政策研究・研修機構<http://www.jil.go.jp/>. 2017年5月19日閲覧
- 白波瀬佐和子 2010『生き方の不平等——お互いさまの社会に向けて』岩波新書
- 庄司洋子 1997「ひとり親家族の貧困」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣: 85-112
- 杉本貴代栄・森田明美編 2009『シングルマザーの暮らしと福祉政策——日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房
- 曹興植 2010「韓国のひとり親家族における就労・子ども・家族支援」乙部由子他編『社会福祉とジェンダー——杉本貴代栄先生退職記念論集』ミネルヴァ書房: 67-85
- 相馬直子 2011「圧縮的な家族変化への適応戦略——日韓比較から」金城垣編『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房

- 武井正臣 1991『内縁婚の現状と課題』法律文化社
- 田間泰子 2006『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社
- 田間泰子 2015a「妊娠・出産・子育て」岩間暁子他『問いからはじめる家族社会学——多様化する家族の包摂に向けて』有斐閣：137-164
- 田間泰子 2015b「戦後史のなかの家族——その成立と変容」大津透他編『岩波講座 日本歴史19 近現代5』岩波書店：215-248
- 西文彦 2012「シングル・マザーの最近の状況(2010)」<http://www.stat.go.jp/>. 2017年5月19日閲覧
- 西村美智代・玉里八重子 2006「10代で出産を選択した妊婦の生活——生涯発達と妊婦の発達過程における一考察」『滋賀母性衛生学会誌』2006(6)：13-20
- 日本性教育協会編 2013『「若者の性」白書——第7回青少年の性行動全国調査報告——』小学館
- 朴君愛 2016「大阪府内在住の離婚し子育てをした在日コリアン女性(シングルマザー)へのインタビュー調査から見える複合的差別の現状(途中報告)」『人権問題研究所紀要』30：93-116
- 幡研一 2004「10代の人工妊娠中絶について」『日本医師会雑誌』131(10)：1537-1540
- 濱島朗・石川晃弘・竹内郁郎編 1977『社会学小辞典』有斐閣
- 濱本知寿香 2005「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊・社会保障研究』41(2)：96-110
- 久武綾子 1988『氏と戸籍の女性史——わが国における変遷と諸外国との比較』世界思想社
- 平尾恭子・上野昌江 2005「10代で出産した母親の母親行動とソーシャルサポートとの関連」『小児保健研究』64(3)：417-424
- 福島正夫 1959『戸籍制度と「家」制度——「家」制度の研究』東京大学出版会
- 福武直・日高六郎・高橋徹編 1958『社会学辞典』有斐閣
- 藤原千沙 2007「母子世帯の階層分化」『季刊家計経済研究』73:10-20 <http://kakeiken.org/>. 2017年5月19日閲覧
- 村越友紀他 2011「10代出産女性の現状と課題——10代出産女性のアンケート調査からの検討」, Dokkyo Journal of Medical Sciences 38(1)：87-94
- 森田明美 2008「10代の出産・子育ての現状と福祉的支援の課題」『思春期学』26(1)：134-139
- 森田明美 2009a「日本のシングルマザー政策」杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策——日本・アメリカ・デンマーク・韓国

- の比較調査』ミネルヴァ書房：118-147
- 森田明美 2009b 「日本の福祉国家の特徴と課題——4カ国調査の比較から」
杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策——日本・
アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房：302-322
- 森田明美 2015 「10代の母親の子育て支援」乙部由子他編『社会福祉とジェン
ダー——杉本貴代栄先生退職記念論集』ミネルヴァ書房：247-269
- 安田裕子他 2008 「未婚の若年女性の中絶経験——現実的制約と関係性の中で
変化する、多様な径路に着目して」『質的心理学研究』7：181-203
- 山田和代 2001 「戦後日本の労働組合における家族賃金の形成と展開」竹中恵
美子他監修『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第2巻 労働とジェ
ンダー』明石書店, 77-101
- 湯澤直美 2013 「ひとり親世帯をめぐる分断の諸相」庄司洋子編『親密性の福
祉社会学——ケアがおりなす関係』東京大学出版会
- 湯澤直美他 2009 『子どもの貧困白書』明石書店
- 横山文野 2002 『戦後日本の女性政策』勁草書房
- 善積京子 1993 『婚外子の社会学』世界思想社
- 善積京子 1997 『「近代家族」を超える——非法律婚カップルの声』青木書店
- 善積京子編 1992 『非婚を生きたい——婚外子の差別を問う』青木書店
- Hirschmann, N.J. & U. Liebert (eds.). 2001 *Women and Welfare: Theory and
Practice in the United States and Europe*. NJ: Rutgers University Press.
- Hortog, E. & M. Iwasawa 2011 'Marriage, Abortion, or Unwed Motherhood?: How
Women Evaluate Alternative Solutions to Premarital Pregnancies in Japan
and United States.' *Journal of Family Issues*. DOI: 10.1177/0192513X114093
33.
- Lewis, J. 1992 'Gender and the Development of Welfare Regimes.' *Journal of
European Social Policy* 2(3) : 159-173.
- Sainsbury, D. (ed.) 1994 *Gendering Welfare States*. London: Sage.